



座間市民活動サポートセンター 団体登録の要件



座間市民活動サポートセンターは「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動(以下「市民活動」という)を支援するための組織です。センターの登録要件である「市民活動」と認められるためにはいくつかの要件があります。

1: 非営利団体であること 『非営利』を『営利』との対比で表してみました。(例外もあります)

	非営利 市民活動団体	営利 お稽古事など
会員	団体が会員募集する	講師が生徒を募集する
参加費	会費(=団体の運営費)	月謝(=講師の収入)
集金・会計管理	団体の会計担当者	講師
会計監査	会員に対して会計報告・監査報告	なし
講師	団体が講師を雇う	講師が中心
講師謝礼額	団体と講師の間の契約による一定額	生徒数に比例した額
謝礼支払い	団体の運営費から支出	参加費全額

2: 組織・運営について以下の項目を満たしていること

①	会としての目的を持ち自立した団体である 団体の目的が明記されていて会員みんながそれを理解し、同じ思いを共有していることが大切です。また団体が主体的に企画運営し活動している必要があります。
②	会則(規約・定款)がある (詳細:裏面解説A)
③	会の運営に関することは、(会則に定められている等の)定例会議等で話し合って決定している
④	会議録や運営費の帳簿・収支決算等の記録を残し会員に報告している(詳細:裏面解説B)
⑤	会への加入または脱退が自由である
⑥	成年3名以上の役員を置き、互いに兼務していない(会員5名以上) (詳細:裏面解説C)
⑦	市内で活動を行っている
⑧	活動分野が特定非営利活動促進法の定める20項目の活動分野にあてはまる (詳細:裏面解説D)
⑨	宗教活動又は政治活動を主な目的としていない
⑩	センターの管理上支障がない活動である 公益を害し善良な風俗を乱す、施設等を破損し又は滅失する、センターの設置の目的に反した利用をする、などのおそれがあると認められないことが必要です。

3: 活動の中に社会貢献活動が含まれている

自分たちの楽しみだけで自己完結している趣味の団体は、社会貢献活動をしているとは言いにくいでしょう。しかし、そのような趣味の団体でも社会貢献活動をしている団体はたくさんあります。(詳細:裏面解説E)

4: 協働を理解し、協働で「住みやすいまちづくり」を推進していくことを目的とする団体又は、協働で「住みよいまちづくり」を推進していこうとする団体である

<解説A> 会則（規約・定款）がある

会の目的や自分達の団体について公的に紹介する場合や補助金や助成金を申請する時、また社会的信頼を得るためや、問題が起きた場合の解決への判断基準にもなります。

<解説B> 会議録や運営費の帳簿・収支決算書等の記録を残し会員に報告している

特に団体のお金はその団体の運営のために会員等から預けられたお金です。いつでも説明出来るように記録し、全会員に報告する義務があります。

<解説C> 成年3名以上の役員を置き、互いに兼務していない（会員は5名以上）

仲良しグループではなく団体として活動するにはきちんとした組織と役割分担が基本です。1人が代表と会計を受け持つ等の運営はその人1人が会の運営を独占している事となり、市民活動団体とは言えません。会計監査は、役員を兼任できない。

<解説D> 特定非営利活動促進法の定める20項目の活動分野（第二条別表）

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動



<解説E> 活動の中に社会貢献活動が含まれている

例えば、自分たちも学び、楽しみながら、その成果を発表することにより人々の心を豊かにすることができたり、歴史遺産や伝統文化を後世に伝えたり、健康増進に役立ったり、あるいは子どもたちの健全育成のために、いろいろな社会貢献の形があります。